

2020年3月3日

厚生労働大臣 加藤勝信様

全国コミュニティ・ユニオン連合会（JCUF）

会長 鈴木剛



緊急要請書

新型コロナウイルスの感染拡大を防ぐことが喫緊の課題となる中、労働の現場では混乱が生じ、正規と非正規の格差が如実に表れています。

この間の相談などを受けて、全国ユニオンでは緊急に下記の対策を講じるよう要請します。

記

1. 以下の場合で企業が賃金保障を行わない場合、離職とみなして雇用保険を支給すること。
 - ①感染拡大防止によって企業単位で休業したあるいは一部休業した場合
 - ②個々の労働者について感染が疑われることによって休業する場合
 - ③労働者が養育中の子の通学する学校が休校になり出社ができない場合このうち、②については事業主に対して労働者の就業を禁止すること、①③については必要に応じて在宅勤務も可とすること。

なお、阪神淡路大震災の際には「被災者生活再建支援法」(1998年5月成立)により、家屋が全壊した場合100万円、大規模修復が必要な場合50万円の支援金が個人に支給されています。休業によって生活困窮に陥る人が発生しないよう雇用保険に上乘せして個人への補償を行うことも合わせて求めます。
2. 感染したこと・感染が疑われたこと、を理由とした解雇を含めた不利益な取り扱いやハラスメントは禁止であることを明確にすること。
3. 業務による感染がわずかでも疑われる場合、すべからく、かつ、迅速に業務上災害として認定すること。
4. 発生源となった中国をはじめとする外国人を職場内外で根拠なく排除することのないよう徹底すること。
5. 感染した場合に死亡のリスクが高まる高齢者への感染を防止するため、自治体担当者が巡回するなどして高齢者施設での感染者が発生しないよう取り組みに万全を期すこと。例えば、特に職員が着用するマスクや消毒液については、個々の労働者ではなく施設が責任をもって確保し、配布することを徹底させること。
6. 新型コロナウイルス対策の雇用形態間格差は、健康と生命の格差です。「不合理な格差」であることを周知徹底すること。

以上